

養子のアイデンティティ形成に関する研究の動向と展望 — 「真実告知」と「ルーツ探し」に着目して—

森 和子*

本研究では、養子縁組家庭で育つ子どものアイデンティティの形成を保障する観点から、「真実告知」や「ルーツ探し」などの養育する際の課題に対して、国内外で明らかにされてきている研究を整理し、今後のわが国での研究の課題と実践に向けての展望について考察した。

その結果、海外の研究では「真実告知」をすることを前提として養子、養親、実親の三者を対象とした調査が行われていた。実親との交流の持ち方や家族内で出自に関してオープンに話せる環境、養子縁組家族の満足度などが、いかに養子のアイデンティティに影響してくるのか詳細な研究が進んでいた。我が国の研究では、「真実告知」に関しての周知は進んできているが、いまだ「真実告知」の時期や方法や告知をすること自体に悩む養親もいること、「ルーツ探し」に関しては、養子の思春期以降の実態に関する実証研究はほとんどなく、不安を抱えている養親が多くいることも指摘された。

今後の課題として、(1)「真実告知」後の養子の長期的な成長プロセスに関する実証的研究 (2) 養子、養親、実親の三者という視点からの研究を蓄積することが検討課題として示された。実践に向けての展望としては、(1)「真実告知」「ルーツ探し」を見据えた養親への研修の必要性 (2) 養子縁組家族に対する実親の情報提供 (3) 法律で保障された出自を知る権利と支援システムの確立が、養子の健全なアイデンティティの形成を保障する観点から必要であることが示唆された。

Key words : 養子縁組, アイデンティティ, 真実告知, ルーツ探し

I. はじめに

1. 問題の背景

虐待や親の傷病などの家族環境の問題により生みの親のもとで育つことのできない児童は、2015年現在約45,000人存在する。日本ではこれらの要養護児童のうち30,084人(85.8%)は乳児院、児童養護施設で生活し、4,973人(14.2%)の子どもが家庭養護である里親家庭で育つ。そのうち実親との親子関係を修復できず、完全に断絶して血縁関係がない法的親子関係結ぶ特別養子縁組を

する子どもは、2015年で621人である(厚生労働省社会福祉施設行政業務報告, 2016)。このような「子どもの最善の利益のための養子縁組は、家の跡継ぎを作る目的の養子縁組と比べて日本でははるかに少ない」(桐野, 1998)と指摘されている。

虐待などのため親元で暮らせない子どもの受け皿について議論してきた厚生労働省の有識者検討会は2017年8月2日、養父母が戸籍上の実の親になる「特別養子縁組」や里親らによる、家庭的な環境での養育を推進する新たな方針を盛り込んだ報告書をまとめた。養育方針の改定は2011年

*人間学部人間福祉学科

以来で、就学前の子どもは原則施設への新規入所を停止、養父母が戸籍上の実の親になる「特別養子縁組」を5年間以内に倍増させ、年間1000件以上に、そして、実親と暮らせない原則18歳未満で、社会的養護が必要な子どもを対象に、里親養育の受け皿を大幅に増やすことを公表した。一方、現在特別養子縁組の仲介を手掛ける民間業者は23団体（2016年10月現在）あり、この10年でほぼ倍増し、民間業者による縁組の成立件数も186件で5年前の3倍に近いという報告がある。しかし、インターネットによる営利目的の業者も現れ、児童の最善の利益から遠く離れた仲介をしていることもわかってきた。国は来春、事業者を今の届け出制から自治体による許可制に変える予定で、事業者の「質」やばらつきは是正を図る。営利目的の縁組への監視を強めるとともに、縁組後の継続的な支援や研修の充実などを検討する（朝日新聞2017年9月5日）という。

社会的養護が必要な子どもの受け皿として養子縁組を増やすことは、児童の最善の利益の視点からは大きな改善点であるが、並行して血縁によらない子どもの養育に伴う特有のさまざまな課題に対する支援システムが整備されることが不可欠である（森, 2015）。それらの養育上の課題の一つが、生みの親と育ての親の2組の親がいることから起因する「真実告知」や「ルーツ探し」などの養子の出自に関する課題である。

養親子関係は血の繋がりが無いが故にしっかりとした親子関係を構築することでしか成立しないものであるから、養子に対して血の繋がっている親子のように見せかけることによって親子関係を安定させようとするのが、最も子どもを欺くことになる（岩崎, 2001）と数多くの養子縁組を仲介してきた実務家は強調する。養親から子どもに対し、生みの親ではなく育ての親である事実を告げることが必要となるのである。また子どもは成長するにつれ自分の生い立ちに新たな疑問を抱くようになるため、その子どもの理解力の度合いに応じて情報を伝えていくことが必要となると言われている（石村, 1967b; Lois, 1986 = 1992; Watkins & Fisher, 1993; Keefer, & Schooler, 2000; 家庭養護促進協会, 2004）。そして、思春期にな

ると自分のアイデンティティの形成に向けて実親について知りたい、会いたいと「ルーツ探し」を望む養子も少なくない。

そこで、わが国での養子縁組家族における「真実告知」「ルーツ探し」などの養子のアイデンティティ形成を保障するための実践の質の向上に向けた示唆を得るために、文献研究により日本の実態を把握し国内外の研究動向を概観した上で、その研究課題と実践に向けての展望について考察したいと考えている。

2. 目的と意義

本研究は、養子縁組家庭で育つ子どものアイデンティティ形成を保障する観点から、養育する際に考えておかなければならない「真実告知」や「ルーツ探し」などの課題に対して、国内外で明らかにされてきている研究を整理し、今後のわが国での研究の課題と実践に向けての展望について考察することを目的とする。

3. 用語の定義

本研究で使用される用語と定義は、以下のとおりである。

(1) 「真実告知」の定義

家永によると、「養子に対して、養子である事実を告げること。テリング (telling).」(子どもの人権辞典, 1996)と述べられている。しかし児童福祉の実務家たちからは、「お母さんからは生まれていないが、今は私たちが親であなただけは大切な子どもであること」「心から望んで養育していること」など事実とともに真実の思いを含めて伝えることであるといわれている(家庭養護促進協会, 1991)。現在真実告知とテリングがほぼ同義語のように使われる傾向がある。古澤(2005)によるとテリングは「非血縁家族において、子どもが産みの親の存在を理解できるように育ての親が行う継続的な試み」と説明している。この試みを『真実告知』と言い切っては、その全貌を示すことにはならない(古澤, 富田, 石井, 塚田・城, 横田, 2003)と危惧している。むしろストーリーテリング (story telling: お話読み聞かせ、或いは語

り聞かせ) で使っているテリングがかなり現状に近いという。本稿においては、公的機関で定着して使用されている「真実告知」という用語を用いることとする。しかし「真実告知」は1回だけではなくテリングで言われるような継続的に告知し続けることも意味する。古澤らの論文の中でテリングという言葉を使用している場合は、そのままテリングとし載せている。

(2) 「ルーツ探し」の定義

「ルーツ探し」とは子どもの生みの親の属性や誕生・親子分離の経緯についての情報を求めたり、生みの親との再会 (reunion) を企図したりすること (野辺, 2011) とする。

(3) 養子のアイデンティティの定義

アイデンティティとは、エリクソンが提唱した自我同一性に関する生涯発達概念 (Erikson, 1968) である。養子の場合には生みの親が別において、養親は育てることから親子関係が始まったことを秘密にすることは養子のアイデンティティ形成の阻害要因となるといわれている (鏞・山本・宮下編, 1996)。養親が「真実告知」をすることで、養子においては成育史における連続性の感覚を養い、なぜ自分が養子になったかについてより深い理解を得て (Kroger, 2000 = 2005)、養子としてのアイデンティティが確立されていくということに血縁による親子関係の子どもとのアイデンティティの形成の違いがある。

(4) 養子縁組家族の定義

血縁関係にない間柄であっても、生みの親による監護が著しく困難または不適當である場合や特別の事情があり、子どもの利益のために特に必要と認める場合で、親となることを希望する夫婦との間で親子関係を成立させる家族と定義する。

II. 結果

1. 養子縁組家族における「真実告知」「ルーツ探し」に関する動向

(1) 海外での「真実告知」「ルーツ探し」に関す

る動向

1900年代前半では、欧米でも養子であることを秘密にしておくべきであるという考えが一般の常識であった (Wine, 1995)。「真実告知」の実務的な歴史をみると、第二次世界大戦勃発後、若者たちは入隊に際して出生証明書 (birth certificate) の提出を求められたことで自己の出生の秘密を知った者が多くいた。当時はまだ「真実告知」をすることを当然視する考え方も、具体的方法も一般的にはなかった。多くの若者たちが絶望と自棄の中に戦場に出て行った。本人にとっても、ソーシャルワーカーにとってもこの苦い体験が実務家に、「真実告知」の基本的な考え方や具体的方法を工夫するようになった一つの要因になったのではないかといわれている (石村, 1965a)。1970年代半ばから欧米では養子に対して出自を秘密にすることは劇的に変化し、もはや秘密にすることは普通のことではなくなった。生みの親と養子縁組家族が直接会う場合や、仲介によるものか程度の違いはあってもオープンにするようになってきている (Grotevant, Yvttte, & McRoy, 1998)。

アメリカでは、養子となるに至ったさまざまな経緯と、それらが養子となった子どもに与える影響についてこれまで多くの議論 (Kroger, 2000 = 2005) がなされてきている。養子・里子を対象とした研究は家族とアイデンティティの研究分野に数多く見られる (鏞ら, 1995; 1996; 2002)。

現在アメリカの「真実告知」(テリング)の状況は、低年齢の時は告知しないという考えの人もいる (Watkins & Fisher, 1993) が、養子を迎えたら「真実告知」は当然するものという考え方が主流になっている。養子当事者も生みの親の情報を知りたいという要望を表明している (Eldridge, 1999)。養子縁組あっせん機関では養子縁組後の援助の中に「真実告知」や実親との再会が位置づけられている国も多い。現在は養子には出自を知らせ、実親と何らかの交流をするオープンアダプションによる養子縁組家族の研究が多くみられる。

(2) 我が国の「真実告知」「ルーツ探し」に関する動向

我が国ではわらの上の養子縁組といわれるように養子であることを秘密にすることが慣例化されていた。そのような中、児童相談所のケースワーカーの鈴木が実務をぬって実施した調査（鈴木、1967）が初めて行われたものと言われている。

同時期に石村（1967a；1967b）は、養子であることを告げるべきか否かを当時のアメリカでの「真実告知」のデータ、考え方、実務の実際と日本の研究を踏まえて「真実告知」の必要性とあり方を紹介している。民間の児童福祉機関では、早くから「真実告知」の重要性を認識し実施することを強く勧めていた（古澤・富田・鈴木・横田・星野、1997；岩崎、2001；樂木、2003）。これまで行われてきた「真実告知」に関する研究は、これらの積極的に「真実告知」を進める民間の児童福祉機関での調査がほとんどである（家庭養護促進協会、1984；2017；古澤ら、2003；堀、2011）。育て親開拓のために1962年に設立された家庭養護促進協会は、里親養育、養子縁組を数多く手掛けて、我が国での「真実告知」の考え方や研修を通して広めてきた。公的機関としては養子縁組ではないが、東京都養育里親家庭への調査（東京都養育家庭協議会、1998）が行われているが、「真実告知」することができないという養育里親家庭も少なからずあることも明らかになっている。

1990年に入ると、養子・里子当事者からの思いや考えを著した出版物から知ることができるようになってきた（家庭養護促進協会、1991、2004；絆の会、1997）。しかしながら一部の民間の児童福祉機関を除き、日本では「養親は強く指導しない限り告知はしたがない」（絆の会、1997）という風潮が残っているのが現状である。

実親との交流に関しては、縁組成立後も育て親家族と生みの親家族との間に、何らかのコミュニケーションが継続するオープンアダプションや、ケースワーカーを通して間接的に交流するセミナーオープンアダプションを実践する民間の児童福祉機関もあらわれてきた。

近年、養子縁組後の思春期を過ぎた養子の「ルーツ探し」についても研究が行われ始めている（野辺、2011）。最も多く養子縁組を扱う児童相談所でも「真実告知」の理解を深めるため委託後研修

に真実告知を組み込んだりワークショップを実施するところが徐々に増えている（田中、2005；森、2005）。しかし、児童相談所では子どもの出自については実親の匿名性が保たれ、簡単な情報のみが与えられるクローズドアダプションに近い形態をとっているため、養子縁組成立後、養親は児童相談所から養親家族に連絡を取ることを拒否したり、養子を迎えたことを知っている人のいない場所へ転居することも少なくない。児童相談所を通して養子縁組をした家族への「真実告知」の調査は森（2005）による1998年と2005年に渡って行った追跡調査のみであり、告知後の詳細な経過の実態については十分には明らかにされていない。

2. 「真実告知」と「ルーツ探し」に関する先行研究

(1) 海外での「真実告知」と「ルーツ探し」に関する先行研究

欧米では、「真実告知」は当然するものということ为前提として、「真実告知」のレベルや実親の情報や交流などが、どのように養子のアイデンティティ形成に影響してくるのかなどの研究が数多く行われている。1990年代に入るとオープンアダプションも進み、養子・里子の生みの親へのアイデンティティを巡る問題を検討した研究が多くみられるようになってきている（鏞ら、2002）。養子のアイデンティティの形成を困難にする要因として、遺伝や家系についての情報が与えられない事があげられる。「血筋の自我は、自分にはどんな性質が遺伝的に伝えられているかという知識に基づいて形成される」それに対し「養子は、本当の家族的背景を知らないために、その発達が妨げられ、かわりに遺伝的幻想（hereditary ghost）が生ずる」（鏞ら、1996）ということが明らかになってきた。

アメリカの Brodzinsky, Schechter, & Henig（1993）は、エリクソンのライフサイクルモデルの心理社会的発達課題（1968）に関連して養子独自の課題を付け加え、「養子の心理社会的適応モデル」を作成している。Brodzinsky et al.（1993）の研究では、各発達段階の課題に付随して関連する養子の適応課題を獲得できない場合は、その後の人生

におけるアイデンティティの形成に問題が現れる可能性が示唆されている。

同じくアメリカの Grotevant, McRoy, Elde & Fravel (1994) は、190 組の養子縁組家族を対象に、養親の視点から家族関係のダイナミクスに焦点を当て、家族内の出自に関してどのくらいオープンに話されているのかという質や、家族のオープン度のレベルによる違いなどの要因からの影響を検討した研究が行われている。オープン度が高いほど、実親や実親のもとにいるきょうだいへの共感性と、そのきょうだいたちとの将来的なつながりの強い感覚が増し、一方養親は実親が子どもを取り戻すのではないかとする恐れが小さくなるという結果が示されている。臨床的研究から示唆されることは、秘密にすることは養子のアイデンティティ形成の阻害要因となり（鏑ら、1996）養父母が血縁の父母の情報を子どもに提供することが「養子である子どもや青年に対して最も肯定的な成果をもたらす」（Kroger, 2000 = 2005）ということである。こうした手続きは『年少の養子においては成育史における連続性の感覚を養う』ことと『なぜ自分が養子になったか』についてより深い理解を得ることができ、拒絶されているのではないかとする潜在的な感覚を軽減するのに役立つ（Kroger, 2000 = 2005）という。養子における健全なアイデンティティの獲得に影響する要因として、信頼にみちた家族関係、養子の出自に関するコミュニケーション能力、養子であることに対する親の態度をあげている（Hoopes, 1990）。これらの要因を満たしていれば非血縁の養親子でも健全なアイデンティティの発達が進められると報告されている。

アメリカの Korff, & Grotevant (2011) は、184 組の養子縁組家族による実親に関する交流や情報提供が養子のアイデンティティ形成に与える影響を半構造化面接による質的研究を行っている。養子にとっての実親との交流に関しては、家族間での会話が重要なサポートになっていること、それらが養子のアイデンティティの発達に結びついていることが明らかになった。

カナダの Sachdev (1992) は、124 人のアングロサクソンの養子に質問紙調査を行っている。

実親との家族再統合における「ルーツ探し」のプロセスと養子がどのような経験をしているのかを検討した研究では、定期的な交流をしている人は約半数で、「会わない」人が 17% おり、実母との関係性では、知人か見知らぬ人と感じている人も 30.9% いた。交流の満足度では、「満足」86.9%、「後悔なし」93.9%、「気持ちが解放されルーツ探しは完了した」と 85.4% の人が感じていた。そして、養親との関係は 61.7% 以上の養子が変わらない、むしろ強くなったと感じている結果であったという結果であり、再会したことについての養子の満足度は高く、養親の半数近くは肯定的であった。

アメリカの Pacheco, & Eme (1993) は、184 人の 18 歳以上の養子を対象に実親探しについての質問紙調査を行った。探し始めた理由として、「自らの妊娠・出産」が 25%、「医学健康上の関心」が 14%、再会の満足度として肯定的な人が 86% であった。その際のサポート資源は、「サポートグループ」が 76%、「配偶者」が 56%、「友人」が 36%、「養親」が 31% であった。養子の実親と再会したことについては、肯定的なリアクションをした養親は 48%、否定的なリアクションをした養親が 39%、明確ではない養親が 13% だった。

40 人のイスラエルの養子を対象に、告知による養子への影響を調査した研究（Lichtenstein, 1996）では、約 65% の養子は養父母に実親を探していることを言っておらず、養子縁組について家族でオープンに話合うことができるかどうか、その後の「ルーツ探し」をする際にも影響があることが示唆されている。養子縁組家族内でのオープン度はイスラエルという国民性も影響している可能性が考えられる。

イギリスの Howe & Feast (2003) は、The Child behavior checklist をつけてもらった上で、4 歳以下で養子縁組をした子どもを 6 年以上にわたって追跡したインタビュー調査を行っている。養子と実親の家族の再会についての研究では、126 人の現在 30 代の養子と若年で出産した実母で現在 50 から 60 代の女性を対象に調査している。主として、再会したことは緊張度の高い感情が伴ったとしてもおおむね有益であったという。再会した

ことの利点としては、思いやり、わくわくした、解放感、大きい満足感、そして長期にわたってしばしば感じていた罪の意識や不安な思いが鎮められたという結果であった。イギリスの British Association for Adoption and Fostering（英国養子縁組里親委託協会：BAAF）は、1975年以前に養子縁組をした実母93人、養親93組、養子126人、実父15人の対象者から「ルーツ探し」と再会の経験について調査（Triesliotis, Feast, & Kyle, 2005）を行っている。その中で79%の実母は、別れる選択をしたことで罪の意識を感じていた。98%の実母は、子どもが元気か幸せかずっと気になっていた。実母や実父の多くは子どもにコンタクトを取りたいが、子どもの意思を優先したいと考えていたという結果が得られている。実父母は、わが子を養子に出したことで、子どもとの情緒的な関係が断ち切られている訳ではなく、実親と会ったり交流することで養親と実親が対立することではないことが推測される。そして85%の養子は、コンタクトをとることや再会の経験により、なんで養子になったのかななどの疑問の答えが見つかり、アイデンティティ形成の強化につながったという結果であった。

イギリスの Neil（2009）による、168人の4歳以下で養子縁組された子どものその後6年間にわたるインタビュー調査を行った研究では、交流を行った89%の養子は養子縁組をする際に、実親家族となんらかの交流を持つことが計画されていたという。5歳から10歳までの子どもの16%は手紙での交流をしていた。11歳から15歳の子どもの12%が直接的な交流を行い、手紙での交流は27%であった。21歳から25歳では64%が実親と直接的交流をしており、30%が手紙での交流を行っていた。直接に実親と交流する養子縁組家族は、手紙を通して交流をする家族よりも、家庭内での出自に関するコミュニケーションがより多くとられていたという結果が示されている。そして、養子縁組家庭を支援するソーシャルワーカーは、養子が実親との交流による影響の可能性について偏見をもたずに、どのような姿勢で臨んでいるかが重要であると提言している。

アメリカでは、これまで Grotevant（1998）を

中心に養子縁組家族の実親との交流のレベルなどに関する研究が養子縁組家庭や実親を対象に数多く行われている。Grotevant, Rueter, Korff & Gonzalez（2011）は、幼少時に養子縁組をした190家族を対象に実親家族との交流、家族のコミュニケーション、交流による満足度を検討した結果、養子の外面的な行動は子ども時代、思春期、成人してからも適度な安定性を見せていた。実親との交流と養子縁組に関する家族内でのオープンな会話は、満足度と高い相関性が示されていた。Wrobel, Grotevant, & Korff（2013）は、平均年齢25歳の143人の大人になった養子を対象に行った、興味と「ルーツ探し」の情報に関する関係についての研究では、好奇心のレベルは「ルーツ探し」の行動と強く結びついているという。それ以上に、好奇心のレベルは、「ルーツ探し」に対する支援を促進する人と、「ルーツ探し」に壁を感じる養子の認識に影響していたことが示唆されている。Farr, Grant-Marsney, Musante, Grotevant, & Wrobel（2014）の研究では、167人の成人した養子を対象に、交流のタイプ、頻度別に交流による満足度を調査した。実母との交流がない人が、42.5%、実父との交流がない人が76.5%、交流していたけれど会うのをやめた人が、実母とは15.6%の人、実父とは12%の人がいた。交流のタイプについては、直接的交流を持っている人が実母とは34.7%、実父とは7.8%の人であった。交流の種類は、訪問や電話、手紙、Eメールなどで行っており、実母との交流がどの種類においても実父より多かった。そして、実親との交流による満足度は、家庭における出自に関する会話のオープン度の高さとして強く関係性が認められた。

アメリカの Brodzinsky & Goldberg（2016）の異性間のカップルと同性愛者のカップルによる実親との直接的な交流を比較した研究では、異性間のカップルの養子は61%、同性愛者のカップルの養子は72%が実親と交流をもっており、異性間のカップルの養子より同性愛者のカップルの養子の方が実親と直接的交流をもつ傾向が見受けられた。国際養子の実親とのコンタクトに関する研究など「ルーツ探し」に関してもさまざまな角度から研究が進められている。Greenhow, Hackett,

Jones, & Meins (2016) は、養子縁組の三者の中で最もサポートが少ないのが実母であり、社会の中で養子縁組前、最中、後においても永続的、共感的なカウンセリングの必要性を提言している。

以上のように、「真実告知」を前提として、養子縁組に関係する養子、養親、実親を対象として、子どもが実親とどのような交流をしていてその交流の持ち方と養子縁組家族の満足度やアイデンティティに影響してくるのかなど詳細な研究が進んでいることがわかった。また、同性愛者のカップルの養子の数も増え、調査対象として研究が行われている。

(2) 我が国の「真実告知」「ルーツ探し」に関する先行研究

我が国で「真実告知」について行われた先行研究として初期に行われたのは、鈴木(1967)による実態調査で、養親の多くが養子であることを話せない状態であったという。いつかはわかることだから、いずれは話さなければならないと承知しているが、話す自信がつかずに自然察知にまかせようと考えている養親がたくさんいたという結果だった。その後「真実告知」の実態に関する研究は主に民間の児童福祉機関で行われてきた。「子どもに真実告知をすることについてどう思いますか」という質問に対し、「打ち明けたほうがよい」が85.5%、「打ち明けないほうがよい」が2.0%、「わからない」が11.1%であった。「養子であることでの心配」を聞いたところ、「ある」が66.7%、「ない」が32.7%であった。その内容として「反抗期や思春期にどういう問題が出てくるか」が65.7%で最も多く、「結婚の時に問題にされるのではないか」が次に続いていた。そのほかとして小学校で生い立ちに関係する「命の授業」があること、「遺伝的病気」などがあげられていた。そして、それまで取り扱った子どもと養親を対象に実施した過去1994年と2005年の2回と今回の2016年調査の比較(家庭養護促進協会, 2017)によると、「告知した」と回答した人は、1994年調査では27.5%、2005年調査では52.5%、2016年調査では74.5%と回答しており大幅に増加している。告知の年齢は、6歳までに行っている家庭が1994

年調査では、66.8%、2005年調査では95.2%、2016年調査では96.5%であった。さらに4歳までに限ると1994年調査では30.4%、2005年調査では59.5%、2016年調査では67.5%で告知の年齢が徐々に低年齢化していることがわかった。

1991年に設立された環の会は、予期しなかった妊娠や、子育てに悩む方からの相談に応じ、特別養子縁組の支援を行っている民間の児童福祉機関である。2016年末までに、345人の子どもたちが新しい家庭に迎えられている。216縁組家族の蓄積による家族の在り方を検証する古澤・富田・石井・塚田一城・横田(2003)の研究では、初めて行うテリングは乳幼児期と幼児期に分けられ、幼児の親の方が不安が高く、テリングの回数は乳幼児の親の方が頻繁であったという結果であった。古澤・富田・塚田一城・森(2004)による、発達支援の視点から養親が生みの親の存在をどのように子どもへ伝えているのかを検討した研究では、3歳頃と就学頃にテリングの節目を感じる育て親が多いこと、思春期以降には葛藤する可能性があるが、その時に育て親たちのネットワークが重要なサポート資源となり得ることを報告している。富田(2011)による1組の養親家族におけるテリングの効果について検討した質的研究では、子どもの発達に伴って、テリングは親子間の双方向的なものへと変化し、弟や妹を迎えたことにより養子であることの理解が深まり、実父の存在に気付く時期は実母に比べて遅れることなどが明らかにされている。

一方、養子縁組を仲介する医師が代表を務める岡山ベビー協会では、これまで養子縁組をした実践を把握するため、1992年から2008年までにあっせんした養子縁組家族の調査がある。日本人家族137件のうち、「告知した」23.4%、「いつか告知したい」45.3%、「迷っている・考えていない」13.1%であった。そして外国人家族15件のうち、「告知した」は80%、「迷っている」のは6.7%という結果であった(堀, 2011)。母数の違いはあるものの、外国人家族の告知に対する考えは肯定的傾向があることが示されている。

質的研究も散見されるようになって、養子縁組家族にとっての「真実告知」の実態が少しずつ解

明されるようになってきている。児童相談所から養子縁組した養親子における「真実告知」のプロセスと実態と支援について検討した森（2005）によれば、1998年の第1回目の15人の養母を対象にした調査では、15家庭中10家庭が6歳までに「真実告知」を行っていた。その中の4人の養母を対象とした2004年調査では、7歳くらいから自分のルーツへの疑問が子どもから発せられていた。10歳すぎると生みの親への怒りなどがみられ、15歳ころから徐々に生みの親への理解が始まり、境遇の受容に向けて進んでいくプロセスが見受けられた。「真実告知」後の1組の養親子関係の再構築の6年間のプロセスを養子と養母のやりとりの記録から分析した（森、2017b）研究では、「真実告知」から始まる養子の養子縁組の理解が進むのと並行して、心理的側面からも養母による養子に来るまでの子どもも過去やそれに付随する問題もすべて受容されることを支えとして、血縁によらない親子関係の再構築が行われていったことが示唆されている。

一方、「ルーツ探し」に関しては、民間の児童福祉機関による事例報告や経験則に基づく主観的ガイドラインはあるが、高い客観性を有した実証的研究はほとんどなかった。唯一、野辺（2011）は、インターネットソーシャルサービスを通じて得られた協力者、養子縁組の研究会や里親子支援のNPOを通して紹介された10名の協力者をもとに行なった「ルーツ探し」をテーマにして、「真実告知」後に養子の実親の存在をめぐってどのようにアイデンティティ管理するのか質的調査で検討している。その結果、「真実告知」を行い、実親の属性や誕生・親子分離の経過についての情報が得られるだけで、養子のアイデンティティが確立されるわけではないという。アイデンティティと生物学的親子関係の規範的な意味世界にいる限り、養子のアイデンティティは揺さぶりをかけられる可能性があることが示唆されている。養子にとって実親は、何らかの事情で子どもを育てられなかった社会的規範からはずれた実親の子どもという規範的な意味世界の崩壊（への恐怖）による苦しさが発見されたということである。養子の記録を提供するソーシャルワーカーがどのように実親の情報を

捉え、養親家族に対してどのような内容の情報提供をしているのかなどの問題提起がなされていると考えられる。

白井（2014）は、実親側の視点から、どのような背景と意思決定があって特別養子縁組で子どもの養育を託すことにしたのか調査を行っている。養子に出す意思決定に影響する要因は、フォーマル、インフォーマルな福祉へのアクセスが取れた場合、養育しないことが最善とみなす視点、中絶の非選択、養子縁組以外の非選択、若年の場合が要因としてあげられている。

以上から、我が国では「真実告知」に関しての周知は進んできているが、いまだ「真実告知」をすることや「いつ」「どのように」するか悩む人が少なからずいることがわかった。「ルーツ探し」に関しては、養子の思春期以降の研究が進まず未知な部分が多く、不安を抱えている養親が多くおり、実親の情報の質や提供方法、実親を対象とした研究も少ないことが課題と考えられる。

Ⅲ. 考察

本研究では、我が国での養子縁組家族における「真実告知」「ルーツ探し」などの養子のアイデンティティ形成を保障するための実践の質の向上に向けた示唆を得るために、文献研究により日本の実態を把握し海外の研究動向を概観した結果、2つの研究課題の方向性と今後実践の質を高めるために検討されるべき3つの具体的な展望が考察された。

1. 我が国の養子のアイデンティティ形成を保証するための研究課題

(1) 「真実告知」後の養子の長期的な成長プロセスの研究

「真実告知」をする際の養親の不安は、子どもが傷つくかもしれない、思春期以降に親子関係が悪くなるのではないかと懸念があげられる（堀、2011；家庭養護促進協会、2017）。養子としてのアイデンティティ形成という視点から「真実

告知「ルーツ探し」の重要性を捉えることができるエビデンスが蓄積されておらず、まだ浸透していないのが現実である。海外の研究では、これまでに「真実告知」をすることに対して否定的な研究は見当たらなかった。研究の方向性としては、養子にとってアイデンティティの形成のためには出自を知ることは必要であるという実証研究のエビデンスの上に、「真実告知」をしてから養子が成長していくプロセスにおける養子への影響や、実親との交流と家庭での出自に関する会話のオープン度などの「ルーツ探し」に関連する研究が数多く行われていた。実親とコンタクトをとることや再会の経験や交流により、何故養子になったのかなどの疑問の答えが見つかり、アイデンティティの強化につながったという(Howe & Feast, 2000)研究成果が報告されていた。そして、半数以上が養親と養子の親子関係が変わらないもしくは肯定的にとらえていたという結果(Sachdev, 1992; Pacheco et al, 1993)や、「真実告知」をしてからの家庭内で養子の出自に関する会話がオープンにできる親の態度や家庭環境の重要性も多くの研究で検証されていた(Grotevant et al., 1994; Hoops, 1990; Tovah, 1996)。

一方我が国でも、少しずつではあるが「真実告知」後の家庭における会話などの質的研究も行われて始めている(富田, 2011; 森, 2005; 2017b)。「ルーツ探し」に関する研究は、野辺(2011)がアトランダムに集めた養子の協力者をもとに行った研究くらいである。実際には、養親にとって実親と信じきっている幼い子どもに対して「真実告知」をすることは配慮が必要であり、時に心情的には辛いことである。養親が養子を養育するにあたって、成長プロセスに起こりうる課題や対応の方法について将来を見越して明確に示すことができるよう、思春期、青年期以降生涯にわたる「真実告知」の影響や「ルーツ探し」の実証的研究のエビデンスを蓄積していくことが今後の課題と考える。

(2) 養子、養親、実親の三者に関する実証的研究

Greenhow et.al. (2016)の研究でも、養子縁組に関連する三者の中で最もサポートが少ない

のが実母であり、支援の必要性が指摘されている。イギリスのBritish Association for Adoption and Fostering (BAAF)では、養子縁組に関わる重要な三者として実母、養親、養子の関係性についての調査(Howe et al, 2000; Triesliotis et al, 2003)を行い、実親が子どもを養子に出したことでどのような思いでいるのかが丁寧に検討されている。また、アメリカのBrodzinsky et.al. (1993)は養子の生涯発達について、Grotevant et.al. (1998)は、養子縁組家族と実親との交流頻度や交流の質などの視点から開放的養子縁組について、それぞれがプロジェクトを組んで養子、養親、実親の三者を対象に多様な実証的研究を行っている。我が国では、これまで主に養親を対象に養子や家族についての調査が行われてきたが、今後成人した養子も調査対象として相互の視点から養子縁組家庭のあり方について検討していくことも必要であると考えられる。また、実親について社会規範からはずれた存在(野辺, 2011)として否定的に捉えるのではなく、養子にとっては自分を生み出した重要な存在、養子縁組に関係する三者という視点から研究を行うことも今後の課題としてあげられよう。

2. 我が国の養子のアイデンティティ形成を保障するための実践に向けての展望

(1) 「真実告知」「ルーツ探し」を見据えた養親への研修

我が国では、アメリカやイギリスで児童福祉や社会的養護を学んできたソーシャルワーカーらが従事している複数の民間の児童福祉機関で、養親になる前に徹底して「真実告知」やオープンアダプションの必要性を伝える、もしくは「真実告知」をする養親候補者のみに仲介するというスタンスを取る機関もあり、強く推奨して親になる覚悟を問う研修が行われている。これまで「真実告知」の実態調査は、独自にそれぞれの民間の児童福祉機関で養子縁組家庭を対象に行われた調査が多くを占め、エビデンスが少しずつ蓄積されてきた。そして調査を重ねるごとに養親の「真実告知」への理解も深まり、告知をする家庭数が増加していることが研究結果からも明らかになった。一方、医師による養子縁組あっせん機関では、「真実告

知」をすることに悩んでいる養親の数が多くいることがわかった。心理学やソーシャルワークの視点から「真実告知」の必要性を伝え、支援する仕組みが整っていないことが大きな要因のひとつと考えられる。さらに公的機関である児童相談所から養子縁組をした家族の全国的な「真実告知」や「ルーツ探し」の実態はいまだ明らかにされていない。養子縁組家庭を支援するソーシャルワーカーが、養子を実親との交流することについて偏見をもたずに協力する姿勢をもち支援をしていくことが重要である（Neil, 2009）という指摘もあった。子どもの権利条約の理念、養子支援の経験のある福祉職の役割、出自を知る権利を主張することの重要性（才村, 2008）も指摘されている。今後児童相談所でも、養子縁組を専門に担当する職員を設置し、養子縁組を希望する里親に対して養子のアイデンティティの形成を保証することが必要である。

(2) 養子縁組家族に開示する実親の情報提供

養子縁組が最も多く行われている児童相談所では子どもの出自については実親の匿名性が保たれ、簡単な情報のみが与えられる形態が取られている。海外で行われた研究結果からも、家庭において出自に関する会話がオープンに行われている家庭ほど、実親との交流の満足度が高くなるという結果（Kroger, 2000 = 2005 ; Hoopes, 1990 ; Korff, & Grotevant, 2011）や、養親と実親が対立することではないという研究結果からも、単に実親の情報開示をするだけのことではなく、実親の情報に対する養親の捉え方や家庭内での会話の持ち方が養子のアイデンティティの形成に影響してくることが示唆されている。

我が国の場合、民間の児童福祉機関は長期間勤務を継続している職員がおり、養子縁組をする際の情報提供や養子が「ルーツ探し」をするようになるとよく知っている職員から話を聞いてもらい情報を受けることができる場合が多い。時々児童相談所に出自を聞きに来る成人した養子がいる。しかし、児童相談所の児童福祉司は、数年単位で異動になり養子になった当初の担当に会えることはほとんどないといえる。記録が保存年限を過ぎ

て廃棄される場合もある。英国で行われている、一番はじめての担当が措置をするまでの経過を、将来のための生い立ちの手紙（Long Life Letter）（森, 2017a）として残すことが行われている。子どもが最も知りたいと望んでいる「なぜ、自分が生まれた家族と共に暮らせず、養子縁組されたのか」「自分が生まれた家族についての詳細」「養子縁組される前の自身の生活情報」「どこで生まれたのか」などの基本的な情報を文書にして養親に渡しておくことも有効な方法であると考えられる。このような情報を根拠にして、子どもと実親が共有した過去の時間と、養親と過ごしている現在、実親と養親がいる未来へと自らのアイデンティティをつなぐ架け橋となって形作っていくことともいえる。実親に関する情報に関して一定のガイドラインを作って収集し、管理しておくことが実施すべき喫緊の課題と考える。

(3) 法律で保障された出自を知る権利と支援システム

国は、特別養子縁組を5年間以内に倍増させ、年間1000件以上に、家庭養育の受け皿を大幅に増やすことを公表した。縁組後の継続的な支援や研修の充実などを検討する予定という。社会的養護が必要な子どもの受け皿として養子縁組を増やすことは、児童の最善の利益の視点からは大きな改善点であるが、並行して、血縁によらない子どもの養育に伴う特有のさまざまな課題に対する支援システムが整備されることが不可欠である。イギリスやカナダなどでは、子どもの福祉と知る権利が示された法律をもっており、イギリスでは18歳、カナダでは19歳で情報開示を養子と実親が請求することができ、それらを調整する機関がある（森, 2015）。イギリスでは出自の情報に孫がアクセスすることを想定して、記録の保管も100年に延長されている。日本では、児童福祉法改正の成立（2012年）において、養子縁組が成立した児童等の児童記録票については、当該児童の出自を知る権利を擁護する観点から長期保存とすることが未だ検討事項とされている。現行の25年で児童記録を廃棄してしまうということは、その記録にある子どもの過去の一部も喪失されて

しまうともいえるのではないかと考える。法律に規定された実親の情報を管理する機関と養子縁組専門のソーシャルワーカーの設置が今後不可欠になると考える。情報開示請求の管理、記録の保存、相談への対応等についての法制化に向けて、養子のアイデンティティの形成を保障する観点から検討する必要があることが示唆された。

IV. さいごに

本研究の独自性は、国内外における養子のアイデンティティの形成に密接に関係する「真実告知」「ルーツ探し」に焦点を当てて整理を試みたことである。我が国の養子のアイデンティティの形成に重要な「真実告知」「ルーツ探し」などの研究は不足しており、欧米諸国に比べてまだ草創期にあると言える。社会的養護が必要な多くの子どもたちに家庭養護を提供する方針が打ち出されていることを鑑みて、養子の健全なアイデンティティを形成するための今後の研究課題と展望を考察したことは意義があったと考える。

今日、異性間の夫婦だけではなく、同性愛者間のカップルによる養子縁組も認められてきている。大阪市が市内に住む男性同士の同性愛者を「養育里親」認定し、現在認定を受けたカップルは子どもとのマッチングを経て、男の子の養育を行っている（朝日新聞デジタル、2017年4月6日）。今後、多様な家族形態で養育される養子に関する研究が進んでいくことで、養子の健全なアイデンティティの形成が保障され、有用な知見を実践現場に提供していけるよう検討されることが望まれる。

引用文献

- Brodzinsky, D. M. & Schechter, M. (1990). *The Psychology of Adoption*, Oxford University Press.
- Brodzinsky, D. M., Schechter, M. & Henig, R. M. (1993). *Being adopted –The Lifelong Search for Self*. Anchor Books, New York.
- Brodzinsky, D. M. (2011). Children's Understanding of Adoption: Developmental and Clinical Implications, *Professional Psychology: Research and Practice*, 42(2), 200–207.
- Brodzinsky, D. M. & Goldberg, A. E. (2016). *Practice Guidelines Supporting Open Adoption in Families Headed by Lesbian and Gay Male: Lessons Learned from the Modern Adoptive Families Study*, The Donaldson Adoption Institute.
- Eldridge, S. (1999). *Twenty Things Adopted Kids Wish Their Adoptive Parents Knew*, Adell Trade Paperback.
- Erikson, E. H. (1968). *Identity: Youth and Crisis*. W. W. Norton & Co., Inc (= 岩瀬庸理訳 (1973). *アイデンティティ青年と危機*, 金沢文庫.)
- Farr, H. R. H., Grant-Marsney, A., Musante, D. S., Grotevant, H. D. & Wrobel, G. M. (2014). Adoptees' Contact With Birth Relatives in Emerging Adulthood, *Journal of Adolescent Research*, 29(1), 45–66.
- Greenhow, S., Hackett, S., Jones, C., Meins, E. (2016). The Maintenance of Traditional and Technological Forms of Post-Adoption Contact, *Child Abuse Review*, 25(5), 373–385.
- Grotevant, H. D., McRoy, R. G., Elde, C. L. & Fravel, D. L. (1994). Adoptive Family System Dynamics: Variations by Level of Openness in the Adoption, *Family Process*, 33(2), 125–146.
- Grotevant, H. D. (1997). Family Processes, Identity Development, and Behavioral Outcomes for Adopted Adolescents, *Journal of Adolescent Research*, 12(1), 139–161.
- Grotevant, H. D., Yvette, V. P. & McRoy, R. V. (1998). Openness in Adoption: Outcomes for Adolescents within Their Adoptive Kinship Networks, "Adoption Factbook IV", National Council For Adoption.
- Grotevant, H. D., Dunbar, N., Kohler, J. K. & Lash Esau, A. M. (2000). Adoptive Identity: How Contexts Within and Beyond the Family Shape Development Pathways, *Family Relations*. 49(4), 379–387.
- Grotevant, H. D., Rueter M, Von Korff L. & Gonzalez C. (2011). Post-adoption contact, adoption communicative openness, and satisfaction with contact as predictors of externalizing behavior in adolescence and emerging adulthood, *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 52(5), 529–536.
- Hoops, J. L. (1990). *Adoption and Identity Formation*, The Psychology of Adoption, Oxford University Press,

- 144—166.
- Howe, D. and Feast, J. (2003). *Adoption Search and Reunion: The Longterm. Experience of Adopted Adults*, London: BAAF.
- 堀章一郎編 (2011). 岡山県ベビー救済協会 20 年の歩み 岡山県ベビー救済協会, ふくろう出版.
- 石村善助 (1967a). 養子に真実を告げるべきか ケース研究 101, 東京家庭裁判所家庭事件研究会.
- 石村善助 (1967b). 養子に真実を告げるべきか ケース研究 102, 東京家庭裁判所家庭事件研究会.
- 岩崎美枝子 (2001). 児童福祉としての養子制度—家庭養護促進協会からみた斡旋問題の実情—, 養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題 養子と里親を考える会編, 湯沢雍彦監修, 日本加除出版, 57-79.
- 家庭養護促進協会 (1984). 成人里子の生活と意識, 家庭養護促進協会大阪事務所.
- 家庭養護促進協会 (1995). 特別養子縁組成立家庭アンケート調査報告書, 家庭養護促進協会大阪事務所.
- 家庭養護促進協会. (1991). 真実告知事例集うちあける, 家庭養護促進協会大阪事務所.
- 家庭養護促進協会. (2004). ルーツを探る, 家庭養護促進協会大阪事務所.
- 家庭養護促進協会. (2017). 真実告知調査報告書と我が家の告知事例集, 家庭養護促進協会大阪事務所.
- Keefer, B. and Schooler, J. E. (2000). Telling the truth to your adopted or foster child Bergin&Garvery.
- 絆の会編. (1997). 家族作り—縁組家族の手記, 世織書房.
- 桐野由美子 (1998). 意識調査を通してみた日本の子どものための養子縁組その 1: 当事者と非当事者の比較, 社会学部紀要, 81, 129-138.
- 子どもの人権辞典 (2001). 市川昭午, 長い憲—監修, エムティ出版.
- Korff, L. V.& .Grotevant, H. D. (2011). Contact in Adoption and Adoptive Identity Formation: The Mediating Role of Family Conversation, *Journal of Family Psychology*, 225 (3), 393-401.
- 古澤頼雄, 富田康子, 鈴木乙史, 横田和子, 星野寛美 (1997). 養子・養親・生みの親関係に関する基礎的研究—開放的養子縁組 (Open Adoption) によって子どもを迎えた父母—, 安田生命研究助成論文集, 33, 134-142.
- 古澤頼雄, 富田康子, 石井富美子, 塚田・城みちる, 横田和子 (2003). 非血縁家族における若年養子へのテリング—育ての親はどのように試みているか?, 中京大学心理学研究科・心理学部紀要, 3 (1), 1-6.
- 古澤頼雄 (2005). 非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察—その人たちへの社会的スティグマをめぐって—, 東京女子大学比較文化研究所紀要, 66, 13-25.
- Kroger, J. (2000). *Identity Development; Adolescence through Adulthood*. Sage Publication, Inc. (= 榎本博明編訳 (2005). アイデンティティの発達—青年期から成人期—, 北大路書房.)
- Lancaster, K. (1996). *Keys to Parenting an Adopted Child*, Barron's Educational Series, Inc.
- Lichtenstein, T. (1996). To Tell: Factors Affecting Adoptees' Telling Their Adoptive Parents about Their Search, *Child Welfare League of America* 75 (1).
- Lois, R. M. (1986). *Raising Adopted Children*, Harper&Row Publishers, Inc. (= 伊坂青司, 岩崎暁男訳 (1992). 子どもを迎える人の本—養親のための手引き, どうぶつ社.)
- 森和子 (2005). 養親子における「真実告知」に関する一考察—養子は自分の境遇をどのように理解していくのか—, 文京学院大学人間学部紀要, 7 (1), 61-88.
- 森和子 (2015). 子どもの最善の利益のための養子縁組—ブリティッシュ・コロンビア州 (カナダ) の養子縁組斡旋に関する文献調査から—, 文京学院大学人間学部研究紀要, 16, 97-109.
- 森和子 (2017a). 社会的養護にある子どもへのライフストーリーワークの保障—英国における情報収集と記録の取り組みに焦点をあてて—, 文京学院大学人間学部研究紀要, 18, 25-35.
- 森和子 (2017b). 血縁によらない親子関係の再構築—真実告知後の養子と養母のやりとりの記録から—, 家族心理学研究, 30 (2), 134-148.
- Neil, E. (2009). Post-Adoption Contact and Openness in Adoptive Parents' Minds: Consequences for Children's Development, *Social Welfare & Social Services* 39 (1), 5-23.

- 野辺陽子 (2011). 実親の存在をめぐる養子のアイデンティティ管理, 年報社会学論集, 24, 168-179.
- Pacheco, F. (1993). An Outcome Study of the Reunion between Adoptees and Biological Parents, *Child Welfare League of America*, LXXII(1), 53-64.
- 樂木章子 (2003). 施設で育てられた乳幼児との養子縁組を啓発する言説戦略—ある養親講座の事例研究—, 実験社会心理学研究, 42(2), 146-165.
- 樂木章子 (2005). 血縁なき親子関係をつくるネットワーク—NPO 法人「環の会」の事例研究—, 実験社会心理学研究, 44(1), 15-26.
- Sachdev, P. (1992). Adoption Reunion and After: A Study of the Search Process and Experience of Adoptees, *Child Welfare League of America*. LXXI(1), 53-68.
- 才村真理編著 (2008). 生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利, 福村出版.
- 白井千晶 (2014). 妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉特別養子縁組で子を託す女性の語りから, 和光大学現代人間学部紀要, 7, 55-75.
- 鈴木佳男 (1966). 養子縁組子後調査 養子と里子, 国土社.
- 田中勝 (2005). 社会的養護の役割に求められる里親制度の現実のズレを改善するための研究—東京都における養育家庭制度の試みから—, 第53回日本社会福祉学会報告原稿.
- 鑓幹八郎, 山本力, 宮下一博 (1995). アイデンティティ研究の展望, ナカニシヤ出版.
- 鑓幹八郎, 山本力, 宮下一博 (1996). アイデンティティ研究の展望, ナカニシヤ出版.
- 鑓幹八郎, 山本力, 宮下一博 (2002). アイデンティティ研究の展望, ナカニシヤ出版.
- 東京都養育家庭センター協議会 (1998). 養育家庭での生活体験に関するアンケート調査, 東京都養育家庭センター協議会バット博士記念ホーム養育家庭センター.
- 富田康子 (2010). 育て親家族におけるテリングの効果についての探索的検討, 鎌倉女子大学紀要, 18, 27-38.
- Triseliotis, J., Feast, A., & Kyle, F. (2005). The Adoption Triangle Revisited: A Study of Adoption, Search and Reunion Experiences, London BAAF.
- Watkins, M. & Fisher, S. M. (1993). Talking with Young Children about Adoption. Vail-Ballou Press.
- Wine, J. (1995). Canadian Adoption Guide —A Family at Last. McGraw-Hill Ryerson.
- Wrobel, G. M., Grotevant H. D. & Korff L. V. (2013). Adoptees' Curiosity and Information Seeking about Birth Parents in Emerging Adulthood: Context, Motivation and Behavior, *International Journal of Behavioral Development*. 37(5), 441-450.

(2017. 9. 25 受稿, 2017. 10. 25 受理)